

令和2年10月30日

尾張旭市長 森 和 実 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会 長 伊 藤 雅 一



議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び
教育長の給料及び期末手当の額について（中間答申）

令和2年10月28日付け2人第125号で諮問のあったこのことについて、
公平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記の
とおり中間答申します。



別 記

1 議会の議員の議員報酬の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額

議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額
(以下「期末手当額」という。)

次のとおり、期末手当額については、支給月数を0.05月分引き下げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	減少月数
市 長	3.40月	3.35月	0.05月
副市長			
教育長			
議 長			
副議長			
議 員			

2 改定の時期

令和2年12月1日から改定することが適当である。

3 審議の内容

本審議会は、市長から議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和2年10月28日開催の審議会において、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、以下の論点を中心に進められた。

(1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

令和2年人事院給与勧告においては、期末手当の支給月数は、0.05月分引き下げの勧告がなされた。

(2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の期末手当は、令和2年人事院給与勧告に準じて、0.0

5月分の減額改定を行う予定としている。

(3) 経済情勢

日本経済全体では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は甚大であり、景気は急速に悪化し依然として厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向等の影響を注視する必要があるとされている。

(4) 財政状況

本市の財政指標は、県内各市と比較するとやや下位となるものの、全国的な比較では上位に位置する。

(5) 特別職の職責

市長、副市長及び教育長は、新型コロナウイルス感染症の対策を図りながら、市政運営に積極的に取り組んでいる。

また、議会の議員についても、開かれた議会を目指すため尾張旭市議会傍聴規則を改正するなど、議会の活性化及び改革に積極的に取り組んでいる。

(6) 特別職の期末手当額の水準

支給額を比較すると、本市の特別職の期末手当額は、平均並みかやや低い水準にある。

本審議会としては、上記の論点を中心に議論が展開されたが、令和2年人事院給与勧告では指定職の期末手当は0.05月分引き下げがなされたことなどを念頭に置き審議を進めた。

その中で、地域経済を取り巻く現状は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しく、県内各市の対応状況では期末手当を人事院給与勧告に準じて引き下げることなどを総合的に検討した結果、期末手当額を0.05月分引き下げることが適当であるとの結論に至った。

なお、月例給については、人事院の給与勧告内容や県内各市の審議状況などを踏まえ継続審議とし、別途答申するものとする。

